

ID: 5197

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	権利変換計画の変更許可(第57条第1項後段の準用)		
法令名 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第66条		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (権利変換計画の変更) 第66条 第57条第1項後段及び第2項から第5項まで並びに前2条の規定は、権利変換計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。この場合において、第64条第1項及び第3項中「権利変換計画」とあるのは「権利変換計画の変更」と、同条第2項中「第64条第1項」とあるのは「第66条において準用する同法第64条第1項」と読み替えるものとする。 【基準】 準用する法第57条第1項後段及び第65条の規定による。 (権利変換計画の決定及び認可) 第57条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 (認可の基準) 第65条 都道府県知事等は、第57条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 再生前マンション又は再建敷地に再生決議があるときは、当該再生決議の内容に適合していること。 (3) 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。 (4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。 (5) その他基本方針に照らして適切なものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日